令和８年度 東京都入札監視委員会第１回制度部会 議事概要（制度）

開催日及び場所	令和８年９月９日（水）　東京都庁第一本庁舎３３階特別会議室Ｓ５
委員	東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授　堀田昌英 愛知大学地域政策学部地域政策学科教授　斉藤徹史 （株）クロト・パートナーズ代表取締役　石橋哲 弁護士 （(株）ＴＢＳテレビ）　柄澤愛子 計４名（敬称略）
事項	契約制度について
概要	契約制度に関する最近の都の取り組みの報告を受けた。
委員会における検討結果	―
事務局からの報告	―
委員からの意見等の概要	【委員からの質問等】 労務費のダンピング調査において、ガイドラインなどでは、原則的には中央公契連モデルの係数を適用して一定基準としているが、都においては、そのような運用で計算するのか。 【事務局の回答】 中央公契連のモデルを適用し、官積算の直接工事費に 10 分の 9.7 を乗じた額をもって比較することにしている。 【委員からの質問等】 ガイドラインでは合理的な理由の例と合理的ではない理由の例があり、建設業法施行規則 13 条の 11 において定める正当な理由の例もある。 今回は工事費全体ではなく、労務費を直接工事費で調査するということであるが、建設業法の施行規則なども考慮されるのか。 【事務局の回答】 理由書の判断については、国のガイドラインなどを踏まえることを考えている。労務費だけというよりは工事全体の考え方として、持っている資機材を活用できる、大規模なので施工性が想定よりもよい、過去同様の工事でよりよい施工手順など、より効率的な施工ができており、その歩掛りを使って積算しているなど正当な理由になると考えている。 【委員からの質問等】 施工時期の平準化について、都の取組として、数字による見える化を進めてきたということだが、平準化そのものを進めるための具体的な施策として

	は、どのようなことをされているのか。 【事務局の回答】 単年度での施工ということではなく、年度をまたいだ施工をすることで、発注時期や施工時期を平準化している。債務負担を積極的に活用するよう全庁に呼びかけている。 通知だけでなく、各局の契約担当などが集まる会議、平準化に係る会議など、様々な場面を通じて呼びかけ、特に、工事で成果が現れているのは、こういう取組みの現れと考えている。 【委員からの質問等】 スライド条項等の適用について、従来はホームページの掲載だけだったが、今は各発注部署が事業者に紙を配って声をかけているなどの組織的な対応を一歩進めていると伺った。 ただ、受注者側の構造的な課題を解消するような本質的な取組になっているのか。庁内に通知し、それがどのくらいの割合で事業者に到達しているのかについては、どのように把握されているか。また、中小設備事業者から見れば、スライド条項の複雑な書類を作って増額を請求しなければいけないという事務負担や心理的なハードルは解消されていないのではないか、どこまで行ってもプル型の対応なのかなと思っている。都のＤＸ推進を踏まえたプッシュ型通知の検討や、３月 27 日全体会での答弁を踏まえ、どのように検討しているのか。 【事務局の回答】 スライド制度について、監督員から全ての受注者に手渡しをして通知するという手続にしているので、基本的には全て周知できていると考えている。 スライド制度の適用というのは受発注者双方が協議して行うものであり、都が一方的に行えるものではない。また、受注者しか把握し得ない情報を確認することで、公金の適正な支出の根拠とする必要がある。 受注者として資料作成や情報提供がどうしても必要になってしまうが、我々も全庁に対し、受注者に寄り添って柔軟に対応するよう徹底しており、発注部署からは、受注者が単独で作業するのではなく、都が持っている資料を提供するなど、支援しながら資料を整えていると聞いている。 また、受注者から頂いた資料を基に変更額を積算する作業は、監督員の業務となっており、受注者以上の事務を実施していることについてはご理解いただきたい。 【委員からの質問】 次回の事業者へのヒアリングの際、不満は出てこないとの認識か。 【事務局の回答】 手間をなくして欲しいという要望はどこまでいっても出てくると思うが、税金を原資とする公共調達であり、支出の適正性を都民に説明していく必要があるため、資料の重要性等について理解いただけるよう説明していきたい。

	【委員からの質問等】 　労務費ダンピング調査について、事務フローでは、理由書を出して契約を結び、理由が合理的でなくても工事に着工できるということになっており、一見すると、契約の締結を禁止しつつ、結局契約が履行されていくということになっている。 　契約を無効にするようなことまでは求めないという理解をすればよいのか。 【事務局の回答】 　労務費ダンピング調査の理由書について、国のガイドラインに適切・不適切の例示はあるものの、建設Ｇメンに通報するか否かの明確な基準があるわけではなく、発注者の恣意性が排除できない。これを契約の効力に直接結びつけると、発注者の裁量が大きくなり、事業者が不利になり過ぎてしまう。 　このようなことから、本格的な調査は通報を受けた建設Ｇメンが必要に応じて実施し、その上で、許可行政庁によって適切な行政処分等が行われるものと認識している。 以上
［その他］	